官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事執行規則の一部を改正する規則（最高裁一四）　二
〔法規的告示〕
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産一五四二）　四
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（経済産業・環境九）　四
○温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（同一〇）　四
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（同一一）　五
〔その他告示〕
○電気通信事業法第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（総務三四六）　五
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁九）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一五四三～一五五〇）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三二～二三六）　七
○海上における射撃等訓練を実施する件（同二三七）　八
○海上における射爆撃訓練を実施する件（同二三八）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　八
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　八
〔官庁報告〕
官庁事項　九
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　九
国家試験
令和七年度技術士第一次試験の試験会場（文部科学省）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二〇）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一二一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他
商業登記抹消、建設業の許可の取消処分関係　一〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第十四号

民事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十二日

最高裁判所

民事執行規則の一部を改正する規則

民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　債務者の財産状況の調査 ［第一節　略］ 第二節　第三者からの情報取得手続（第百八十七条―第百九十三条） 第三節　扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の特例（第百九十四条―第百九十九条） 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　第三者からの情報取得手続（第百八十七条―第百九十三条） 附則
（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類） **第百八十七条**　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～三　略］ ［2　略］ 3　第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。 ［4　略］	（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類） **第百八十七条**　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～三　同上］ ［2　同上］ 3　第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。 ［4　同上］
（申立ての取下げの通知等） **第百九十三条**　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。 ［2　略］ 3　第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。	（申立ての取下げの通知等） **第百九十三条**　法第二百五条第一項、法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。 ［2　同上］ 3　第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。 ［新設］
第三節　扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の特例 （扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立書の記載事項の特例） **第百九十四条**　法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第百九十七条第一項の規定による財産開示手続の申立書には、第百八十二条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲 二　債権の一部を差し押さえる場合にあつては、その範囲 2　前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。ただし、債権者が法第百六十七条の十七第二項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。	

3　前二項の規定は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第百九十七条第二項の規定による財産開示手続の申立書について準用する。

4　法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、第百八十七条第一項各号に掲げる事項のほか、第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

5　前項の規定は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

（法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判を告知すべき者の範囲等）

第百九十五条　第百八十八条の規定は法第百六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による裁判について、第百九十二条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について準用する。この場合において、同条中「同項」とあるのは「法第百六十七条の十七第三項において準用する法第二百八条第一項」と、同条第二項中「同条第二項」とあるのは「法第百六十七条の十七第三項において準用する法第二百八条第二項」と読み替えるものとする。

（法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等）

第百九十六条　第百九十三条第一項の規定は、法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合において法第百九十七条第一項又は第二項の申立てが取り下げられたときについて準用する。この場合において、第百九十三条第一項中「法第二百八条第一項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第百六十七条の十七第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」と、「法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2　第百九十三条第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判について準用する。この場合において、第百九十三条第二項中「法第二百十一条」とあるのは「法第二百三条」と、同条第三項中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第百六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（財産開示手続等の結果の通知等）

第百九十七条　法第百六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第百九十七条第一項の申立てに係る手続の実施又は法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第百六十七条の十七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義の正本を送付するとともに、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）が開示した債権（法第二百六条第一項各号に規定する債権に限る。）に関する事項又は法第二百六条第一項各号に定める事項（次条において「開示事項等」という。）を通知するものとする。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

2　前項の規定による執行力のある債務名義の正本の送付は、法第十八条の二の規定により事件特定情報の提供があったときは、することを要しない。

第百九十八条　法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第百九十七条第二項の申立てに係る手続の実施又は法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第二項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、一般の先取特権を有することを証する文書を送付するとともに、開示事項等を通知しなければならない。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

（法第百六十七条の十七第六項に規定する申出の方式等）

第百九十九条　法第百六十七条の十七第六項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出は、書面でしなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第百九十七条第二項に係る部分に限る。）は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○農林水産省告示第千五百四十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月二十二日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
熊本県家畜市場　熊本県畜産農業協同組合　熊本県菊池郡大津町	熊本県家畜市場　熊本県畜産農業協同組合連合会　熊本県菊池郡大津町

○経済産業省環境省告示第九号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ハの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十二月経済産業省環境省告示第八号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ハの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

2　前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・四二二とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省環境省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十二月経済産業省環境省告示第九号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1　ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

2　前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、二・〇五とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省・環境省告示第十一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ニの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十二月経済産業省環境省告示第十号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ニの規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1　熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

2　前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・〇五三二とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　NTTPCコミュニケーションズ株式会社	九　株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
［十～二十八　略］	［十～二十八　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十二日

消防庁長官　大沢　博

記

AE—⑫—1327	千葉積水工業株式会社
AFE—㉗—1328	東洋紡せんい株式会社
AFE—⑬—1329	株式会社昭栄美術
B—㉖—1330	アドコスミック株式会社
CDFE—⑬—7135	キングラン株式会社
E—⑬—48182	株式会社Soa't
E—㊵—48193	株式会社Leading Property Management
E—㉞—48194	株式会社ベレスト
E—⑬—48179	株式会社Nanala
E—⑬—48181	ナイガイ株式会社
E—㊼—48190	高江洲朝規
E—㊼—48191	合同会社琉球Free style
E—㉘—48216	尾石室内装飾株式会社
E—⑩—48196	悠哉
E—⑫—48211	鈴木　伸行
E—㉗—48215	下山　賢二
E—㉗—48204	株式会社M—FRONT
E—㉑—48214	林　真樹
E—⑪—48201	株式会社デルタワーク
E—㊵—48203	株式会社本田企画
E—⑫—48207	株式会社Think
E—⑪—48197	株式会社Sun. G
E—⑫—48210	有限会社柏内装
E—㉛—48213	有限会社ミキ装飾
E—㊸—48212	株式会社中九州装飾
E—①—48224	有限会社インテリアキムラ
E—⑭—48199	株式会社Roomer
E—⑭—48205	株式会社いと
E—①—48219	青木　崇
E—⑬—48195	株式会社レクション
E—⑭—48198	合同会社RoomTour
E—⑬—48209	青木　修
E—㊸—48220	有限会社ユーキランドハウス
E—⑳—48225	遠藤　幸政
E—⑪—48226	有限会社ライフスタイル
E—㉛—48242	田宮畳店株式会社
E—⑥—48231	高橋　俊幸
E—⑭—48233	株式会社彩ホームプランニング
E—㉚—48240	石川　澄
E—㊼—48221	仲村　国也
E—⑭—48228	有限会社佐藤住宅建設
E—㊵—48238	尾形　彰太
E—⑭—48206	株式会社RCLIFE

Ｅ―㉙―48223	株式会社インテリア後田
Ｅ―㊵―48222	株式会社黒木インテリア
Ｅ―㊵―48237	株式会社アシスト企画
Ｅ―⑭―48200	株式会社ビッグライズ
Ｅ―③―48217	トータルアップ株式会社
Ｅ―⑫―48229	山口　芳明
Ｅ―⑭―48230	株式会社ジャパングリーンプロモート
Ｅ―⑫―48232	株式会社ウインドインテリア
Ｅ―⑨―48245	室井　　渉
Ｅ―①―48247	有限会社大河堂
Ｅ―㉓―48202	日永田晋吾
Ｅ―⑬―48227	有限会社井口内装
Ｅ―㊷―48236	城戸　勝也
Ｅ―⑳―48244	株式会社インテリア魚住
Ｅ―㉒―48248	有限会社マイスター
Ｅ―㊼―48256	古堅　　聡
Ｅ―①―48235	菅谷　博之
Ｅ―⑪―48241	株式会社NEGAiO
Ｅ―①―48249	有限会社ディー・ドレープ
Ｅ―①―48218	石川　　岳
Ｅ―⑮―48243	仲川雄一郎
Ｅ―④―48254	株式会社アム店装
Ｅ―㊷―48255	ノワ株式会社
Ｅ―㊱―48257	合同会社山岡企画
Ｅ―⑬―48250	株式会社ＭＩＲＯＫ
Ｅ―㉗―48259	株式会社コネクション
Ｅ―⑭―48252	宿谷　悠美
Ｅ―⑦―48234	株式会社V-Arks
Ｅ―⑬―48246	當山　　亨
Ｅ―⑬―48253	株式会社坂信装飾
Ｅ―㊸―48260	川上　　司
Ｅ―㊼―48258	株式会社山城内装
Ｅ―⑪―48266	ＥＴＧ株式会社
Ｅ―㊵―48270	江口　　純
Ｅ―⑦―48261	株式会社ビトアスホールディングス
Ｅ―㉗―48267	大山観光株式会社
Ｅ―㊵―48268	本野　成信
Ｅ―㊼―48239	有限会社クボデザインオフィス
Ｅ―⑦―48251	株式会社シバ
Ｅ―③―48263	細田　　保
Ｅ―⑬―48265	株式会社Aspect
Ｅ―㉚―48276	木村　定生
Ｅ―㉗―48277	ＳＵＺＵＫＩ　ＣＬＯＴＨ株式会社
Ｅ―㊵―48275	森内　史也
Ｅ―⑮―48262	ハーバーサクラ内装株式会社
Ｅ―㊼―48269	株式会社ロータリー家具店
Ｅ―②―48272	楠　　淳
Ｅ―㉗―48293	株式会社プリプラにじゅういち
Ｅ―⑬―48271	合同会社浜名
Ｅ―⑩―48278	株式会社スリービルド
Ｅ―②―48286	ＲＥＮＯＸ株式会社
Ｅ―㉓―48290	合資会社酒井ふとん店
Ｅ―⑪―48288	株式会社インテリア澤田
Ｅ―㉚―48295	早水　康朗
Ｅ―⑲―48280	白須　光起
Ｅ―⑮―48282	古俣　　進
Ｅ―①―48284	株式会社装飾企画
Ｅ―㉚―48294	株式会社インテリアほそかわ
Ｅ―㊻―48292	水流　大輔
Ｅ―㉓―48301	有限会社インテリア服部
Ｅ―㉚―48303	中川　達男
Ｅ―⑫―48264	株式会社ＩＮＴＥＲＥＡＬ
Ｅ―⑩―48279	有限会社Ｃ＆Ｍ
Ｅ―⑬―48287	株式会社ウラベ工芸
Ｅ―㉓―48302	株式会社ＩＧＴ
Ｅ―㉗―48304	株式会社きむら工務店
Ｅ―①―48291	須藤　和弘
Ｅ―㊵―48298	Shine Rush株式会社
Ｅ―⑲―48281	株式会社山梨ＢＡＳＥ
Ｅ―⑭―48285	株式会社KRLab
Ｅ―⑬―48296	株式会社インテリアララ
Ｅ―⑫―48297	林　　理
Ｅ―⑳―48308	南澤祐三子
Ｅ―㉞―48310	株式会社ビーカム
Ｅ―㉓―48300	株式会社ロロナファシリティーズ
Ｅ―㉜―48311	江川　健次
Ｅ―⑬―48299	有限会社森田畳内装店
Ｅ―⑥―48305	有限会社インテリア雅
Ｅ―①―48309	スペース・ラボ・イトウ合同会社
Ｅ―㉔―48274	株式会社ＨＡＲＵ
Ｅ―①―48314	池田　博紀
Ｆ―㊵―1753	富士通商株式会社
Ｆ―㊻―1754	株式会社ケイ・ティー
Ｆ―⑪―1756	株式会社ＡＣＥ
Ｆ―㉖―1757	株式会社Ｔ＆Ｗ
Ｆ―㉓―1758	株式会社ＪＮＧ
ＦＥ―㉗―1749	株式会社グラント
ＦＥ―⑱―1751	株式会社アサヒレース
ＦＥ―㉝―1752	ＩＳＰ環境開発株式会社
ＦＥ―①―1759	株式会社高倉

○農林水産省告示第千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾越波字岩ノ子西方一六六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市馬籠四〇六七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町岩崎字カンジキハケ三四二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字源治小屋三二三の一、三二三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字銀鏡字真沙道一三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字真沙道一三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県岩国市天尾字奥畑一一二七、一一二三一、一一二三二、字足迫一一二四三、一一二四七、一一二四八の一、一一二四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町能城山本字通嶝一三三八・字陰地一三三八の一から一三三八の四まで・熊野川町赤木字田長谷一四二二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県湖南市夏見字龍王山二一〇九の六から二一〇九の八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月三十日及び同月三十一日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋕の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋑　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋒　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

㋓　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五七分〇一秒

㋔　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

㋕　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二八分五一秒

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、㋒と㋕を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、㋒と㋕を結んだ線から北側で㋑と㋕を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、㋑と㋕を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

㋑　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

㋒　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

㋓　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

㋔　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

㋕　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

㋖　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

㋗　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

㋘　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月二十七日、同月二十八日及び同月三十日（予備、同月三十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一八、二八八メートル以下までの間
実施艦　自衛艦等十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日から同月三十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日から同月三十一日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における射撃等訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月二十九日及び同月三十日（予備、同月三十一日）の毎日一一〇〇から二三〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦　自衛艦等十三隻及び航空機九機
その他　一　射撃等訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十八号

海上における射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月二十九日及び同月三十日（予備、同月三十一日）の毎日〇七〇〇から二三〇〇まで
区　域　沖縄島南東方（沖大東島）の北緯二四度二八分一五・三秒、東経一三一度一〇分五二・〇秒の地点を中心とする半径五海里の円内の海陸面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施機　航空機二機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

十月十七日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

農林水産委員長　御法川信英

議事日程

十月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
令和七年十月二十一日（火曜日）
午後一時開議
第一　議席の指定
第二　会期の件
第三　常任委員長の選挙

参議院

議事日程

十月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
令和七年十月二十一日（火曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　会期の件

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　赤澤　亮正

経済産業大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上十月十八日）

（警察庁警備局付）警視長　稲垣　吉博

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　髙井　良浩

警察庁に出向させる（以上十月二十日）

内閣府

願に依り障害者政策委員会委員を免ずる　佐保　昌一

障害者政策委員会委員に任命する（以上十月二十日）　永井　幸子

法務省

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房付）検事兼法務事務官　瓜生めぐみ

東京地方検察庁検事の併任を解除する

法務事務官（法務省大臣官房付）の併任を解除する（十月十八日）

官報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和７年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和７年10月22日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

国営田沢二期土地改良事業（農業用用排水）
国営竜西土地改良事業（国営施設応急対策）
国営湖東平野土地改良事業（農業用用排水）

国家試験

令和７年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第一条の二の規定に基づき、令和７年11月23日に実施する令和７年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和７年10月22日

文部科学大臣　阿部　俊子

（試験日11月23日）

試験地	試験会場
北海道	北海道大学札幌キャンパス高等教育推進機構　札幌市北区北17条西８丁目
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地２
東京都	大正大学巣鴨キャンパス　豊島区西巣鴨３丁目20番１号
	東京工科大学蒲田キャンパス　大田区西蒲田５丁目23番22号
	日本大学経済学部３号館　千代田区西神田１丁目２番５号
	日本大学経済学部本館　千代田区神田三崎町１丁目３番２号
	日本大学三軒茶屋キャンパス　世田谷区下馬３丁目34番１号
	明治大学和泉キャンパス　杉並区永福１丁目９番１号
神奈川県	横浜市立大学金沢八景キャンパス　横浜市金沢区瀬戸22番２号
新潟県	新潟青陵大学　新潟市中央区水道町１丁目5939番地
石川県	石川県地場産業振興センター　金沢市鞍月２丁目１番地
愛知県	愛知大学名古屋キャンパス　名古屋市中村区平池町４丁目60番６号
大阪府	大阪商業大学　東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
	マイドームおおさか　大阪市中央区本町橋２番５号
	森ノ宮医療大学　大阪市住之江区南港北１丁目26番16号
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	四国電力株式会社総合研修所　高松市屋島西町1850番地１
	高松大学　高松市春日町960番地
福岡県	九州産業大学　福岡市東区松香台２丁目３番１号
沖縄県	ノボテル沖縄那覇　那覇市松川40番地

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年９月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　破産者　ライブディック株式会社　古屋　靖公　破産管財人弁護士　大友　健治　宮城県仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13―５　国土交通大臣許可（特―03）第28266号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号

千葉県成田市飯仲45番地
清算株式会社　株式会社ガイア
代表清算人　吉田　　薫

1　決定年月日　令和７年９月30日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　弁済の方法

本協定における弁済は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定のとおり実施しない。ただし、同２に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。

2　協定の実行等

清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。

3　解除条件

本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。

第２　協定債権の弁済及び免除

1　協定債権の弁済及び残額の免除

⑴　特別清算開始決定日現在の清算株式会社の資産から法人住民税（均等割）納付予定額を差し引くと残額が０円となるため、清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。

⑵　清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について、本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。

2　前項⑵に規定する債務の全額免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項⑵による債務の全額免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

千葉地方裁判所佐倉支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和七年十月二十二日
東京都調布市仙川町二丁目五番地七
（甲）キユーピータマゴ株式会社
代表取締役　扇田　博昭
東京都調布市仙川町二丁目五番地七
（乙）株式会社キユーピーエッグワールドトレーディング
代表取締役　師岡　武浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月七日
掲載頁　二頁
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年十月二十二日
東京都江東区福住二丁目二番九号
（甲）株式会社桜井グラフィックシステムズ
代表取締役　若尾　篤志
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
（乙）株式会社Ｊ－ＦＵＮ16
代表取締役　貝瀬　和人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　八十六頁（号外第七十七号）
令和七年十月二十二日
東京都千代田区一番町八番地住友不動産一番町ビル八階
（甲）Ｃｈｏｒｕｓ　Ｃａｌｌ　Ａｓｉａ株式会社
代表取締役　近藤　忠雄
東京都千代田区一番町八番地住友不動産一番町ビル八階
（乙）イー・アソシエイツ株式会社
代表取締役　近藤　忠雄

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.kinsha.co.jp/news/
令和七年十月二十二日
東京都港区麻布台一丁目三番一号
（甲）株式会社ＳＨＩＦＴ
代表取締役　丹下　大
京都市下京区室町通五条上る坂東屋町二六七番
（乙）株式会社ＫＩＮＳＨＡ
代表取締役　坂田　晋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十九頁（号外第四十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十九頁（号外第四十一号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十五頁（号外第二三〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十五頁（号外第二三〇号）

令和七年十月二十二日

石川県能美郡川北町字橘レ一〇三番地
（甲）中島建設株式会社
代表取締役　中島　俊幸
石川県白山市福留町五三一番地一
（乙）株式会社なかしま
代表取締役　中島　俊幸

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＳＨＩＦＴグロース・キャピタル（乙、住所東京都港区麻布台一丁目三番一号）の株式会社ＫＩＮＳＨＡ株式保有事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.shift-gc.jp/

令和七年十月二十二日

東京都港区麻布台一丁目三番一号
株式会社ＳＨＩＦＴ
代表取締役　丹下　大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のテクノロジーコンサルティング事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://airitech.co.jp/news_category/announces/

令和七年十月二十二日

東京都港区麻布台一丁目三番一号
（甲）株式会社ＳＨＩＦＴ
代表取締役　丹下　大
東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号
（乙）Ａｉｒｉｔｅｃｈ株式会社
代表取締役　山﨑　政憲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社イノカンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

札幌市豊平区月寒東一条十七丁目五番四八号
合同会社イノカン
代表社員　安藤　怜央

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

札幌市中央区南七条西九丁目一〇二四―八―四〇七
合同会社ＴＲクオリア
代表社員　岩間　一樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目七番二一号陽輪台西新宿ビル一〇〇二号室
合同会社エルザ
代表社員　山﨑　顕也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｅｓｔｅｐｈａｎｉｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区松濤一丁目一〇番二二号
合同会社Ｍ＆Ａ企画
代表社員　守安　藍

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は城山衛生材料株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

名古屋市西区城西四丁目一一番一号
城山衛生材料合資会社
代表社員　城山　隆光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社アセントクロスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

滋賀県東近江市佐野町五九一番地七
合同会社コアホーム
代表社員　谷口　卓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

大阪府大阪市中央区淡路町一丁目二番五号
淡路町イーストビル六階
合同会社Ｌｅｔｉｆｌ
代表社員　藤本　和之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり組織変更後の商号は株式会社電田とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

大阪市中央区日本橋二丁目二一番一〇号
宮田ビル一階　合同会社電田
代表社員　姜　柱昌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

神戸市中央区熊内町七丁目六番一号
合同会社ｇｒｅｅｎ
代表社員　株式会社晃鈴産業
職務執行者　吉松みどり

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億千二百十円減少することにいたしました。

減少した資本金は、その全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/149318/announces

令和七年十月二十二日

東京都港区三田三丁目五番一九号
株式会社ＩＶＲｙ
代表取締役　奥西　亮賀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億三千三百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　六十四頁（号外第二二九号）
令和七年十月二十二日

東京都八王子市南町三番一〇号
株式会社エイビット
代表取締役　檜山　竹生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百六十万円減少し百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

新潟県新潟市中央区関屋本村町一丁目一四九番地四二

合同会社礼楽

代表社員　伊藤　雅美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

富山県下新川郡入善町上野一一四八番地四三

合同会社ファインプレイス

代表社員　長谷　将宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億七千九百九十七万三千九百三十四円、資本準備金の額を九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　三頁

令和七年十月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社

代表取締役　リチャード・クレアモント

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月十五日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により資本金の額を十六億二千六百五十万円、資本準備金の額を十五億四千六百五十万円、資本剰余金の額を十八億八千三百八万二千三百二十円それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　七十四頁（号外第一一五号）

令和七年十月二十二日

東京都港区西新橋三丁目二四番八号山内ビル三階　テクニカラージャパン株式会社

代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十二日

千葉県柏市柏の葉六丁目六番地二

三井リンクラボ柏の葉一―三〇四号

イムノジェネテクス株式会社

代表取締役　美濃輪　昇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十二日

栃木県鹿沼市上野町一三一番地

株式会社平和不動産

代表取締役　篠原　智子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十二日

新潟県東区豊三丁目三番二四号

株式会社マテラル

代表取締役　佐藤　紀夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十二日

大阪府大東市氷野三丁目一六番二五号

株式会社熱研

代表取締役　岡田　正義

令和七年十月二十二日

東京都港区西新橋三丁目二四番八号山内ビル三階　テクニカラージャパン株式会社

代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十二日

兵庫県高砂市神爪一丁目七番三号

高砂エンジニアリング株式会社

代表取締役　松本　健一

任意清算公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十二日

長崎県対馬市上対馬町比田勝八三八番地

合資会社修行商店

代表社員　修行　恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億七千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十四頁（号外第二二九号）

令和七年十月二十二日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

箱根プロパティーズ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年九月二十五日付官報の号外第二百十四号百十五頁に掲載されています。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

アールイーエフツー・インベストメンツ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

債権申出の公告（第二回）

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

伸屋工業協同組合

代表清算人　徳永　耕造

訂正公告

令和七年九月十日掲載の吸収分割公告中、（甲）の住所、「京都府京都市南区西九条高畠町三五番二号」とあるは「京都府京都市南区西九条高畠町三五番地の二」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二十二日

京都府京都市南区西九条高畠町三五番地の二

（甲）株式会社美十

代表取締役　酒井　宏彰

東京都世田谷区三宿一丁目四番二四号

（乙）株式会社ラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

取消公告

令和七年九月二十六日（本紙第一五五六号）掲載の合併公告は、取消します。

令和七年十月二十二日

沖縄県宮古島市平良字西里九七八番地二

（甲）医療法人ムサアザ会

理事長　池村　幸

沖縄県宮古島市平良字西里九七八番地二

（乙）医療法人カムラ会

理事長　池村　栄作